

# 埼玉県所沢市立小手指中学校PTA会則

## 第1章 総 則

- 第 1条 この会は埼玉県所沢市立小手指中学校PTAと称し、事務局(所沢市小手指元町3丁目28-11)を同校に置く。
- 第 2条 この会は保護者と学校職員が互いに協力して教育の完成を目指し、環境の充実と生徒の健やかな成長を図ることを目的とする。
- 第 3条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 家庭と学校との緊密な連携
  - 2 学校行事への協力
  - 3 生徒に対する校外指導
  - 4 その他必要な事項

## 第2章 組 織

- 第 4条 この会は小手指中学校の生徒の保護者及び学校職員をもって構成する。
- 第 5条 この会に支部長を置く。
- 第 6条 この会に本部及び次の事業部を置く。
- 1 総務部
  - 2 進路対策部
  - 3 文化厚生部
  - 4 広報部
  - 5 学年部
- 第 7条 本部は次のことを行う。
- 1 会の運営に関する企画立案、各事業部の連絡調整を行う。
  - 2 年間計画に基づく活動に必要な予算を立案し、運営委員会に提案する。
  - 3 必要により補正予算を立てる。
  - 4 会則及び規定の整備に関する事項。
  - 5 各事業部に属しない事項。
- 第 8条 総務部は次のことを行う。
- 1 学校行事への参加及び計画を立案し実施する。
  - 2 教育環境の整備に努める。
- 第 9条 進路対策部は次のことを行う。
- 1 学校が行う生徒の進路指導について協力する。
  - 2 すべての会員が進路についての理解を深めるための機会を設ける。
- 第10条 文化厚生部は次のことを行う。
- 1 会員自らが研修を受講することによって、より良い教育環境の充実を図る。
  - 2 生徒の心身の健康を図るための環境衛生、体育の奨励、学校保健委員会に協力する。
  - 3 家庭教育学級の開催及び運営を助ける。
- 第11条 広報部は、広報を発行し会員及び関係団体との情報交換に努める。
- 第12条 学年部は次の事を行う。
- 1 学年を超えて保護者同士の交流を深めるための情報交換に努める。
  - 2 役員選出時の進行に協力する。

## 第3章 役 員

- 第13条 この会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 監事 若干名
- 4 幹事 若干名
- 5 部員 若干名(うち事業部長5名、副部長:指名委員5名)
- 6 支部長 7名

第14条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は会務を掌理し、各種会議を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
- 3 監事は会計監査に当たる。
- 4 幹事は庶務、会計及び校外指導に当たる。
- 5 部長、副部長は各事業部の中心となって運営に当たる。
- 6 部員は各事業部に分属して部長を補佐する。
- 7 支部長は支部PTAの中心となって運営に当たる。
- 8 学校長は、すべての会議に出席して意見を述べる事が出来る。

第15条 役員の選出は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、監事、幹事は指名委員会において推薦する。  
指名委員会は、運営委員会において承認された役員で構成されるものとする。

る。

ただし、副会長1名は教頭をもって充てる。

- 2 部長、副部長：指名委員は部会において選出する。
- 3 部員は学級数に対して各数名、支部長は7名選出する。学校職員は部員となる。

る。

第16条 役員の任期は次のとおりとする。

1 役員の任期は1ヵ年とし再任を妨げない。ただし補欠委員の任期は前任者残任期間とする。

2 任期を2期務めた本部役員、運営委員会にて承認を得た会員は第15条に定める役員の選出

から免除されるものとする。ただし、立候補を妨げない。

## 第4章 機 関

第17条 会議は次のとおりとする。

- 1 総会
- 2 運営委員会
- 3 本部会
- 4 部会

第18条 総会はこの会の最高議決機関で、会長が年1回招集し、決算・事業報告並びに役員承認を

得、予算・事業計画の決議を行う。総会は委任状を含め会員数の3分の1をもって成立する。

議決は出席者の過半数の同意を必要とする。WEBや書面での審議においては、異議が会員数の3分の1を越えない限り、承認されたものとする。また、必要により臨時総会を開くことができる。臨時総会は委員会及び会長が認めるとき、又は会員数5分の1以上の要求があったときに会長がこれを招集する。

第19条 運営委員会は、正副会長、幹事、部長、支部長をもって構成し、重要事項の審議決定及びその執行に協力する。

第20条 本部会は、正副会長、監事及び幹事をもって構成し、各事業の計画、緊急事項の審議決定

及び執行に当たる。本部会は必要に応じて会長が招集する。  
第21条 部会は、正副部長及び部員をもって構成し、各部の運営に当たる。

## 第5章 会 計

第22条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。  
第23条 この会費は、月額200円とする。  
第24条 この会の会計年度は、毎月4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 個人情報取り扱い

第25条 この会は取得した個人情報を次の目的で使用する。  
1 会費の納入管理のため  
2 総会資料作成、活動における行事等の案内（メール連絡含む）及び各イベント等への参加者確認のため  
3 活動の企画・検討・連絡調整のため  
4 役員・委員等の選考・選出のため  
第26条 この会は、次の個人情報を第24条に定めた使用目的を示した上で、PTA会員より取得する。  
1 氏名  
2 住所  
3 電話番号  
4 メールアドレス  
5 その他必要とするもので同意を得た事項  
第27条 この会が取得した個人情報は、この会の事務局に保管する。  
1 紙ベースの個人情報は、施錠出来るロッカー等に保管する。  
2 電子データの個人情報は、所沢市情報セキュリティポリシーに則り保管する。  
第28条 この会は、個人情報の重要性を理解し、その取扱いには十分注意を払わなければならない。  
第29条 この会が保管している個人情報については、本人から開示又は訂正等の請求があった場合は、本会は遅滞なく対応しなければならない。  
第30条 この会は、保管している個人情報について使用する必要が無くなった時は、遅滞なく破棄するものとする。破棄にあたっては第三者が読み取れないよう破碎等の処置を施す。

## 第7章 附 則

第31条 この会則の変更は総会の出席者の3分の2以上の賛成を得なければ改正することができない。

WEBや書面での審議においては、異議が会員数の3分の1を越えない限り、承認されたものとする。

第32条 この会に次の帳簿を置く。  
1 会則  
2 会員名簿  
3 役員名簿  
4 会計簿及び記録簿

### 《慶弔規程 慶弔費について》

1 教職員の結婚	金1万円
2 会員並びにその生徒の死亡	金1万円
3 教職員の配偶者並びにその子の死亡	金1万円

- 4 その他、会長が必要と認めた場合
- 第33条 この会則は平成元年5月13日より一部改正して施行する。  
この会則は平成6年5月21日より一部改正して施行する。  
この会則は平成7年6月17日より一部改正して施行する。  
この会則は平成9年5月17日より一部改正して施行する。  
この会則は平成11年5月15日より一部改正して施行する。  
この会則は平成15年5月10日より一部改正して施行する。  
この会則は平成22年5月15日より一部改正して施行する。  
この会則は平成25年5月25日より一部改正して施行する。  
この会則は平成26年5月24日より一部改正して施行する。  
この会則は平成29年5月20日より一部改正して施行する。  
この会則は平成30年5月18日より一部改正して施行する。  
この会則は令和4年5月21日より一部改正して施行する。  
この会則は令和5年5月20日より一部改正して施行する。  
この会則は令和6年5月20日より一部改正して施行する。  
この会則は令和7年5月19日より一部改正して施行する。